

国や自治体の助成金・補助金・給付金でくらしをサポート

「もらえるお金」をチェック!!



妊娠・出産・育児に仕事、さらに住宅・環境や病気・介護・災害に至るまで、くらしをサポートするために、国や自治体ではさまざまな助成金や補助金、給付金を準備しています。ただし、これらの多くは申請しなければもらえません。健全な家計を維持するためにも、制度をチェックし、上手に活用しましょう。

意外に知らない助成金・補助金・給付金 イザというとき助かった!

健康保険から42万円の
出産費用がもらえ大助
かり。もつひより産んで
もしいかな!!
↓2P



出産育児一時金

介護保険からの
助成金があった! 階段に
かたまりを設置しま
す
↓3P



住宅改修補助金

雇用保険のこの制度の
おかげで仕事をやめず
に介護をのりきることが
できました
↓2P



介護休業給付

これで地震のとき
の塀の崩壊も防げ
ます
↓3P



生け垣の補助
東村山市、上田市、杉戸町、芳賀町など

健康保険のきく治療な
ら意外と医療費はかか
らないのよね
↓2P



高額療養費制度

生ごみから堆肥を
つくり、野菜や花
を育てています
↓3P



生ごみ処理機器
設置の補助
長岡市、土浦市、柏市、白馬村など

※制度の名称は自治体によって異なることがあります。

公的なくらしのサポート制度 上手に活用して家計を補填

国や自治体などでは、私たちのくらしをサポートするために、妊娠・出産に始まり、老後・介護に至るまで、さまざまな助成金や補助金、給付金の制度を用意しています。いずれも条件や資格を満たしていればもらえるお金、返済をしなくてもよいお金です。くらしの身近にある制度なので、上手に活用しましょう。

助成金の利用には申請が必要です

これらの助成金や補助金、給付金は自動的に手に入るわけではありません。必要ときに自治体(市区町村)の担当部門や、健康保険組合、ハローワーク、年金事務所、労働基準監督署などに申請し、手続きを経てはじめて利用できるのです。

昨年子ども手当が新設されたときも、4~10月分を受け取るために9月30日までに受給申請が必要でした。ところが、締め切りが残り1カ月を切っても、申請していない人が8.7%、それに該当する子どもは30万人弱もいたのです(厚生労働省 平成22年9月10日発表)。7カ月分9万1000円。もしかしたら、このお金をもらおうチャンスをみすみす逃してしまった人もいたのではないのでしょうか。

自治体の広報誌などで制度をチェック

もらえるお金を知らないために、資金やサービスを得るチャンスを逃すということもありそうです。まずは、どのような助成金や補助金の制度があるのか、利用条件、問合せ先などを知っておきましょう。ここで取り上げたもの以外にもさまざまな制度があります。自治体(市区町村)のパンフレットや広報誌、ホームページなどをこまめにチェックすることが大切です。

※今まで自治体などで行われてきた助成・補助制度が財源の関係などで中止になっている場合や、その年度の予算に達すると締切の場合があります。必要なときはまず担当部門に問合せをみましょう。

※加入している社会保障制度、住んでいる自治体によって受けられる補助金が変わることがあります。

こんなにもある 「もらえるお金」

国や住んでいる市・区・町・村、加入している社会保障のサービスを調べてみましょう。思わぬサポートが受けられることもあります。アクシデントが生じたら、まず相談してみることが大切です。



あなたの
まちは？

妊娠出産・育児に関する 助成金・補助金 ※一内は対象者

出産育児一時金

〔健康保険、国民健康保険の加入者〕

妊娠4カ月(85日)以上で出産した場合、出産育児一時金として、子ども1人当たり42万円をもらうことができます(産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合。それ以外での出産は1人当たり39万円)。妊娠・出産は病気ではないので、正常な妊娠・出産費用には保険がきかないための支援策です。たとえ流産や死産の場合であっても、妊娠4カ月を経過していれば支払われます。

一時金の支払いは、健康保険・国民健康保険から医療機関に直接支払われる直接支払制度が適用されます(一部実施していない

乳幼児医療費助成

〔健康保険、国民健康保険の加入者〕

乳幼児の保険診療自己負担の一部または全額を助成する制度で、自治体が主体となっており、対象となる年齢や助成内容は自治体によって異なります。乳幼児医療証を発行し、窓口での支払いが不要な場合や、とりあえず窓口で支払い、あとで診療代を請求する場合があります。

●問合せ先 市区町村役場

こんな制度もあります

制度名	内容
出産手当金	出産のために会社を休み、事業主(会社)から報酬が受けられない場合、健康保険から1日あたり標準報酬日額(日給=月給÷30)の3分の2の出産手当金が支給される。支給期間は出産の予定日以前42日目から出産日の翌日以降56日目まで。 ●対象 健康保険の加入者 ●問合せ先 健康保険(事業所)
育児休業給付金	出産後も仕事を続ける場合、赤ちゃんが1歳になるまでの育児休業期間中、雇用保険から育児休業給付金がもらえる。給付額は休業開始時点の賃金月額額の5割。 ●対象 雇用保険加入者 ●問合せ先 事業所、または事業所管轄のハローワーク
不妊治療助成金	体外受精および顕微授精の特定不妊治療を行う場合に助成金を支給。厚生労働省の特定不妊治療費助成事業指定医療機関で治療を受けたとき、1年度当たり1回15万円まで、通算5年度まで受けられる。 ●対象 前年の夫婦合算の所得が730万円未満の人 ●問合せ先 都道府県の母子医療助成係など

ご存知ですか？もし家庭に アクシデントが生じたら

もしも、突然の失業や災害などに見舞われたら、まず地域の民生委員や市区町村の福祉課などに相談しましょう。公的なサポートが整備されています。

- 生活福祉資金の貸付
低所得者や障害者・高齢者に対し、自治体がさまざまな用途の資金を有利な条件で貸し付ける制度。
- 国民年金の保険料免除制度
失業等の事情で所得が無く、保険料の納付が困難な場合。
- 国民健康保険料の減免
解雇や倒産等で失業した人が対象。
- 児童扶養手当
母子家庭や父子家庭の養育費として支給される。
- 母子家庭自立支援教育訓練給付金
仕事の技能を身に付けるための制度。

そのほか、医療費について

- 心身障害者医療費助成
- 未熟児医療費助成
- 小児特定(慢性)疾患医療費助成
- 特定疾患(難病)医療費助成
- ひとり親世帯の医療費助成など。



医療・介護に関する 助成金・補助金 ※一内は対象者

高額療養費制度

〔健康保険、国民健康保険の加入者〕

保険診療による入院や治療が長引いて医療費が高額になった場合、一定の限度額を超えた分が高額医療費から払い戻されます。病院窓口で、いったん自己負担額の全額を払い、のちに健康保険や国民健康保険に申請すると、自己負担額を超えた分が戻ってきます。事前に申請して「健康保険限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関の窓口で提出すると、窓口では自己負担限度額だけを支払い、直接支払制度を利用できます。自己負担限度額は収入によって異なります。診察日の翌月1日から2年以内に申請しましょう。

●70歳未満の方の医療費の自己負担限度額(1ヵ月あたり)

標準報酬月額53万円以上の上位所得者	150,000円+(かかった医療費-500,000円)×1%
一般	80,100円+(かかった医療費-267,000円)×1%
住民税非課税世帯者	35,400円

※ただし、入院時食事療養費の自己負担分や差額ベッド代は対象外です。

傷病手当金

〔健康保険の加入者 本人のみ〕

業務外の病気やケガなどで仕事を休んだとき、事業主(会社)から十分な報酬が得られない場合に傷病手当金が支給されます。会社を休んだ日が連続して3日間以上ある場合に、4日目以降(支給開始日から1年6カ月までの期間)から休業した日に応じて、1日につき標準報酬日額の3分の2が支給されます。つわりや切迫流産なども対象になります。

介護休業給付

〔雇用保険加入者〕

父母や配偶者、配偶者の父母、子どもなどが心身の障害により2週間以上にわたる介護が必要が生じた場合、1人につき、介護状態に至るたびに1回、通算93日間、仕事を休んで介護にあたることができます。この場合、休業開始時点の賃金月額額の40%(限度額は16万3800円)を給付金としてもらえます。

●問合せ先 事業所、または事業所管轄のハローワーク

こんな制度もあります

制度名	内容
介護手当	介護保険に加入している65歳以上で重度の要介護高齢者を在宅で介護をしている場合、自治体からもらえる手当。条件や手当金額は自治体によって異なる。 ●対象 在宅介護をしている介護者 ●問合せ先 市区町村役場
療養補償給付金	業務上や通勤途上でケガや病気にかかった場合には、労災保険から医療費の給付が受けられる。 ●対象 労災保険加入者 ●問合せ先 事業所、事業所管轄の労働基準監督署
休業補償給付	業務上や通勤途上でケガや病気をして休業し、事業主(会社)から給料が支払われない場合、労災保険から給付金が支払われる。休業4日目から対象で、休業補償給付金は1日につき給付基礎日額(病気やケガをする前3カ月間の月給から算定)の60%、休業特別支給金が1日あたりの給付基礎日額の20%で、計80%。 ●対象 労災保険加入者 ●問合せ先 事業所、事業所管轄の労働基準監督署

※労災保険は事業所にお勤めの方(労働者)は、原則すべて対象になります(役員、家族従業員除く)

※1内は対象

耐震補強助成金

【住宅の耐震化】

大地震が発生したときの被害を少なくし人命を守るため、新耐震基準以前(昭和56年5月31日以前)に建てられた戸建住宅の耐震補強が進められています。その耐震診断費や耐震補強設計費、耐震補強工事費の一部を自治体が助成してくれます。内容、条件、金額は自治体によって異なります。

●問合せ先 市区町村役場

住宅エコポイント

【エコ住宅の新築やリフォーム】

新築した場合は30万ポイント、太陽熱利用システムを設置した場合は32万ポイントがもらえます。

また、リフォームした場合は対象となるのが、窓の断熱・壁・天井などの断熱材、バリアフリー、太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽への改修で、施工部位ごとに工

こんな制度もあります

※自治体によって取扱いの有無は異なります。

制度名	内容
生け垣補助金	緑豊かな環境と、災害時にブロック塀などの倒壊被害を防止するため、生け垣や植樹帯をつくるため、費用の一部を自治体が補助。補助基準は自治体によって異なる。 ●問合せ先 市区町村役場
生ごみ処理機器(コンポスト化容器)購入補助金	生ごみの減量を促すために家庭に導入する家庭用生ごみ処理機器の購入を市区町村の自治体が助成。金額や条件は自治体によって異なる。 ●問合せ先 市区町村役場
雨水利用促進助成	雨水の貯水槽を設置する場合、その費用の一部が市区町村の自治体から助成される。助成金額や貯水量の容量などの条件は自治体により異なる。 ●問合せ先 市区町村役場
防犯対策の助成	補助錠、防犯ガラス、センサー付きライトなど防犯器具の取り付け費用の一部を自治体が助成。内容や助成費用は自治体によって異なる。事前に問合せを。 ●問合せ先 市区町村役場
二世帯住宅取得の助成	自治体が住宅取得費用の一部を助成。対象住宅の基準などの条件は自治体により異なる。 ●対象 夫婦と親の世帯が住む二世帯住宅を新築・購入する場合 ●問合せ先 市区町村役場

ポイントがつき、一戸あたり上限30万ポイントとなっています。

エコポイントがつくのは23年12月31日までに建築着工した場合なので期限に注意しましょう。

●問合せ先 住宅施工者、および住宅エコポイント事務局(国土交通省・経済産業省 環境省)

住宅改修補助金

【住宅の介護認定者の住宅改修】

厚生労働省の住宅改修告示に準拠した改修工事を行った場合、介護保険から補助金が受けられます。補助金がつく改修工事は、手すりの取り付け、床段差の解消、ベリ引戸等への扉の取替え、洋式便器などへの便器の交換、その他など6項目です。金額は上限20万円(1割利用者負担で実際は18万円)で、事前に市区町村の同意を得、利用者が工事費用を全額立替払いして、改修工事後に届け出ます。

●問合せ先 担当のケアマネジャー、市区町村役場

ご存知ですか?

共済金の請求忘れはありませんか?

自治体による乳幼児医療費助成金制度で病院の窓口での支払いがなかったり、学校等のスポーツ保険で補填されたから共済金の請求ができないとお思いではありませんか? その場合でもご加入のコースに該当する保障があれば、共済金をご請求いただけます。労働災害(労災)の場合も同様です。お子さんのケガでも、両親が送り迎えなどで仕事を休むことになれば収入減につながったり、他のお子さんのためにお弁当を買ったり、外食をしたりと思わぬ出費を招くことがあります。そんなときに共済金が役に立たと、受け取られた方からたくさんのお声をいただいています。まずは保障の対象であるかどうかを、コープ共済センターまでお問合せください。



《たすけあい》で共済金の請求には何が必要?

基本的に、生協所定の診断書などが必要となりますが、下記の場合は診断書を不要としています。

- 事故(ケガ)通院
実通院日数が50日以内なら
- 事故(ケガ)入院
請求金額が10万円以下なら
- 病気入院
請求金額が6万円以下なら

手続共済金の請求がなければ

「医療機関の領収書」または、「診察券とレント」があれば共済金を請求できます。

いずれもコピーでOK!

別途、生協指定の書類(共済金請求書等)を提出いただきます。

- 領収書とは入院期間・被共済者名・医療機関名のわかるものです。
- 病気・事故(ケガ)入院、事故(ケガ)通院途中での請求の場合は診断書が必要です。

※病気入院の開始日が、現在ご加入のコースの申込日から2年を超えている場合は、「共済金の請求額が10万円以下」となります。

- 参考資料
- 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp>
 - 協会けんぽ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/8,251,25.html>
 - 労災保険 <http://www.rousai-ric.or.jp/procedure/index.html>
 - 雇用保険 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken.html>
 - ハローワーク <https://www.hellowork.go.jp>
 - 住宅エコポイント事務局 <http://jutaku.eco-points.jp/>

次号(9月号)テーマ 今から考える老後のライフプラン

CO-OP共済 たすけあい 共済金の請求忘れはありませんか!? 共済金お支払い事例から

事故(ケガ)通院 小学生・女子

学校の朝礼台の上から転落して腕を骨折した。

●通院日数 4日
●コース J1000円コース
●共済金 15,000円(固定具含む)

病気入院 50代・女性

腎炎 女性特定病気入院含む

●入院日数 20日
●コース L4000円コース
●共済金 260,000円

■事故(ケガ)通院でお役に立てた事例

加入コース	年齢	性別	ケガの内容	通院日数	お支払い金額
J1000円コース	10代	男子	友人宅で食器の洗物をしていて割れたコップで手を切った	4日	8,000円
V2000円コース	40代	女性	寝転んでいた子どもにつまづいて、足の指の靭帯が切れた	6日	9,000円
V2000円コース	50代	男性	自宅の玄関の段差で足首をひねり骨折した。	8日	34,500円(固定具含む)
L4000円コース	50代	女性	車から降りるときにドアに右手の人差し指をはさみ、打撲と切り傷を負った。	6日	12,000円

■病気入院でお役に立てた事例

加入コース	年齢	性別	病名	入院日数	お支払い金額
L2000円コース	60代	女性	乳がん	24日	192,000円(女性特定病気入院含む)
J1000円コース	幼児	男子	肺炎	8日	48,000円
J1000円コース	10代	男子	気胸	9日	54,000円
V2000円コース	30代	男性	虫垂炎(盲腸)	9日	65,000円(手術含む)

※コープ共済連の定める支払い対象手術を受けられた場合には、手術共済金を合算してお支払いしています。

※固定具について、骨折などによりギプス等で固定していた場合は、「通院していない日×0.5」が通院日数に加算される場合があります。
●2011年1月《たすけあい》お支払いデータより ●お支払い事例はあくまで例です。実際のお支払いはケースによって異なります。

なるほど Q&A CO-OP共済

CO-OP共済に関する様々な疑問にお答えします

Q 共済金の請求を忘れてしまいました。いつまで請求できますか?

A 共済金受取人が共済事由の発生を知ったときから3年間、共済金の請求手続きをしなかった場合、時効となり、共済金を支払わないことがあります。なお、個人賠償責任保険は3年で時効となります。